

令和6年8月

宮城SR会員各位

労働保険事務組合
宮城SR経営労務センター

宮城SRの事務委託の仕組み 及び 担当社労士の引継ぎについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきましては、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましてあらためてご案内申し上げます。

宮城SR経営労務センターは、他の事務組合と異なり、事業主会員の窓口や諸手続きは、社労士会員が行うことで成り立っております。

宮城SRの仕組みとして、担当となる社労士会員を介せずに事業主が直接宮城SR(事務局)に対し事務委託を行うことはできません。また、社労士会員は、担当する事業主会員の労働保険事務の手続きや、保険料等の納入督促を含め、委託関係が完結するまでその対応に義務と責任を負っております。

このような仕組みとなっていることから、事業主会員と担当社労士との間に交わされている契約等が終了した場合や、何らかの事情により委託関係の継続が困難となった場合は、事業主会員の宮城SRへの事務委託(特別加入含む)の継続はできませんので、担当社労士による委託解除の手続きが必要となります。

但し、やむを得ない事情により、現在の担当社労士から他の社労士会員へ委託事業所の引継ぎを行う場合は、「引継書」を提出いただくことで事務委託を継続することが可能です。「引継書」には、前任担当社労士と、後任担当社労士両名の記名押印が必要になります。

事務局は社労士会員の引継ぎには介在できません。必ず事業主会員、前任および後任担当社労士の三者で話し合い、合意を得てください。

後任担当社労士におかれましては、引継ぎをされる際、委託事業所の保険料や会費の納入状況をご確認いただき、労働保険関係資料等の引継ぎも必ず前任および後任担当社労士両名の間で行い、「引継書」を作成し事務局へご提出ください。

円滑な事業運営を維持するため、今後ともご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

事務局 担当:手代木(てしろぎ)

Tel:022-225-0272